

月例総会及び解散総会議事録

- 1 召集日時 平成29年 7 月19日（水）
- 2 開会日時及び場所
平成29年 7 月19日（水） 午後 3 時00分
防府市役所 1 号館 3 階南北会議室
- 3 閉会日時 平成29年 7 月19日（水） 午後 4 時02分
- 4 委員氏名

(1)出席者（24名）

（2 番）池田 静枝	（3 番）國澤 雅彦	（4 番）田中 強	（5 番）中山 哲
（6 番）井元 均	（7 番）吉本 典正	（8 番）木原 伸二	（9 番）古谷 修造
（10番）兼石 勝博	（11番）田村 正信	（12番）石田 卓成	（13番）伊勢 治美
（14番）松永 博●	（15番）鹿角 清美	（16番）池田 圭介	（17番）和西 宗忠
（18番）内田 成男	（19番）三輪 栄一	（20番）高橋 金次	（21番）中川 竹彦
（22番）行重 延昭	（23番）岡村 幹男	（24番）湯面 芳恵	（25番）藤井 伸昌

(2)欠席者（0名）

5 議事に参与した者

副市長	村田 太
農業委員会事務局長	中谷 純一
〃 事務局長補佐	永田 正明
〃 農地振興係長	秋里 幸
〃 書記	中司 朱美

6 提出議案及び報告事案

議案第33号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第34号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第35号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第36号 農地転用事業計画変更承認申請について（期間変更）

議案第37号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第38号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による協議について

報告第49号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

報告第50号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

報告第51号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第52号 農地法施行規則該当転用届について

報告第53号 現況証明書の発行について

報告第54号 納税猶予に関する適格者証明願承認について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

12番 石田 卓成委員

16番 池田 圭介委員

午後3時00分開会

○事務局 ただいまから7月の月例総会を開催いたします。

本日、月例総会に欠席の連絡がありました委員さんはいらっしゃいません。21番中川委員さんがまだお見えになっておられません。

なお、出席委員さんは過半数を超えておりますので、会議規則第6条規定により、総会が成立しておりますことを御報告いたします。

それでは会長に御挨拶をいただき、引き続き議長として議事の進行をお願いいたします。

○藤井会長

(挨拶)

本日の議事録署名委員さんは、12番、石田委員さん、16番、池田委員さんです。よろしくお願いいたします。

それでは、議案に入っていきます。

議案第33号、事務局の説明をお願いします。

○事務局 それでは御説明いたします。

議案書の1ページ、資料の1ページになります。

議案第33号につきましては、農地法第3条の規定による許可申請が2件提出されており、2件とも所有権の移転です。目的は新規就農と規模拡大です。別途、営農計画書を御参照の上、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○3番 3番、國澤です。

議案第33号の1は、農地法第3条の規定による許可申請でございます。先月の月例総会の議案第28号の2によって審議いただき、保留となった案件でございます。議案33号の1は、所有権移転の申請です。現地確認及び申請者への聞き取りを7月13日に行いましたので、御報告します。現地

れ、今まではこの近くの人に申請地の管理をしておりましたが、今回、譲渡の話を—————にお願いしたところ、譲り受けてもらうことになりましたということです。

それから資料の2ページですけども、農機具等の確認をしました。発動機1台、これはありませんでしたが、その他は確認どおり、この資料どおりありました。

次に、農地法3条第2項の各項の農地の制限に関する事項について説明します。第1号の全部効率要件について譲り受け人は耕作要件、農機具の保有状況から見て、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。第2号の農地所有適格法人以外の法人の取得、第3号の信託要件の規制については該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが、農作業に従事すると見込まれると判断します。第5号の下限面積要件ですが、満たしております。第6号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるので該当しません。第7号の地域調和要件ですが、今回の移動により周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保には支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各項に該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。皆様方の御審議、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

○4番 事務局にちょっと。

○事務局 はい。

○4番 異があるんじゃないんですけど、耕作面積が違いますね、本人の営農の。2反ぐらい違うんだけど、どういうのが含まれるのかね。本人の申告の営農計画書とこの書類の耕作面積が2反違うということはどういうふうに理解すればいいか。

○事務局 済みません。何で違うのかわからないんですけど、事務局が作っているこちらの資料にある耕作面積というのは正式に基盤法とか第3条とか、貸し借り受けられて……。

○4番 全部入れたやつで、確か耕作面積はね。

○事務局 そうです。それがこの103383という数字です。

○4番 営農計画では、これ……。

○事務局 営農計画書のほうは御本人さんが記入されているので、御本人さんが耕作していると認識されている面積だと思います。（「本人に聞くのが一番」と呼ぶ者あり）多分、自己所有地とか正式な貸し借り以外の土地というのがあるんだと思うんですよ。

○4番 だから、それは出てくるんじゃない、こちらのほう。出てこない。

○事務局 正式に貸し借りをしている土地は、出ているのが103383です。

○4番 闇の分があるのか。

○事務局 そういうことです。

○4番 それがこの営農とがダブっているのか。まあ、本人に聞きましょう。わかりました。

○事務局 恐らくそうだと思います。済みません。今度から合わせます。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番を承認いたします。

今の件ですけど、田中委員さんに指摘された、どっちが正しい。

○12番 いや、委員会が出されたこの議案書が正しいと思うんですけど、こっちのほうは……。これを書くときに、司法書士事務所からいくら作っているか調べてくれと頼まれて、調べに行ったんですよ、農政係に。これだけだということを書いてもらったんですけど、違ってみたいんです。

○事務局 別にいいんですけど、農林水産振興課が持っている水田台帳は御本人さんの申請次第で記入するような書類なんですよ。それが正式な第3条とか基盤法での貸し借りをされているかどうかというのは、うちとリンクしてないので、ずれがあるんです。

○12番 いやいや、農政係が持っているのは水田台帳なんです。（「ああ、水田台帳か」と呼ぶ者あり）こっちは農業委員会の農地台帳なので、そこで差が出るのは、うん。

○事務局 差があるのと、あと本大口約束とかの分でも御本人さんが申請されれば水田台帳載りますので、はい。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○藤井会長 よろしいでしょうか。

それでは、続きまして議案第34号、事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案書の2ページ、資料の5ページからになります。

議案第34号につきましては、農地法第4条の規定による許可申請が2件出されております。転用目的は、農家住宅の敷地拡張と太陽光発電設備です。

受付番号1は、農家住宅敷地拡張です。農地区分は、集団農地面積140haの農地で施行令第5条第1号に該当する第1種農地です。許可該当法令は施行規則第33条第4号の集落接続です。

受付番号2は、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積0.1haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

以上、御審議のほどよろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 11番、田村です。

議案34号の1は、農地法第4条の規定による許可申請です。現場確認を7月18日、事務局2名と古谷小委員長、そして聞き取り調査を7月15日に行いました。申請人は——で、農家住宅敷地拡張です。資料の5ページをおあけください。場所は——より西方面に約800mのとこ

ろにあります。それと資料の 8 ページをおあげください。そこに進入路と書かれているところが農家住宅、新築時に埋め立てられたそうですが、今回の申請でそのところは違反であるとわかり、修正申告されています。始末書は提出済みです。なお、育苗箱置場には酪農の飼料の一部として飼料米を作るための苗置場、その後あいている期間はサイレージ用のロールされたものを置く場所として利用したいということです。申請の出ている農地は第 1 種農地で原則として許可しないが、ただし規則第 33 条 4 号の住宅その他申請に関わる土地周辺の地域において従事をする者の日常生活又は業務上必要施設で集落に接続して設置されるものに該当するということです。

私としても問題はないと考えます。皆様の御審議をよろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 これは農家住宅敷地拡張という項目でいいんですか。

○事務局 はい。農家住宅と一体として利用するような状況に現場もなっていますので。既にあるんですけど、進入路というところも住宅に、———の母屋のほうに入るための進入路ということなので、切り離せないということで農家住宅敷地拡張という名目にしています。

○藤井会長 これ農業関係施設用というようなことでは通らないということ。

○事務局 状況次第なんですよ。なので、これが例えば全く別に間に塀とかがあって、住宅には住宅に入れる道があるし、そういう施設には施設に入れる道があるというような状況であれば、別に農作業場とか農業用資材置場みたいな感じにしてもよかったんだと思うんですけど、今回のこの進入路がないとこの道路沿いのほうに、今 8 ページで見られた———という方の農家住宅の用地というのがあるんですけど、これ息子さんなんですけど、住宅建てられたので、今この進入路 59 平米というのがないと———の母屋のほうに入れられないような状況なので、一体として利用されるということで敷地拡張ということにしています。

○藤井会長 ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1 番は承認します。

続きまして、2 番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2 番 2 番の池田でございます。

議案第 34 号 2 番です。既設の太陽光発電設備に発電パネルを増設するための申請でございます。

7 月 12 日午後、事務局 2 名、國澤委員長と私の 4 名で現地確認をいたしました。

11 ページをご覧ください。場所は———で、現在、たくさん太陽光ができておりますけど、山

陽本線の南側のほうです。——は事前に説明に我が家へ来られました。現地は既に5kWのを9個、189枚のパネルで発電中です。それに308Wの63枚を新設し、合計252枚として年間発電量が2万6,000kWを想定して増設されるという予定でございます。現地は残った土地もございまして、雑草が生えておりますけど、これは——が乗用の草刈り機を購入され、現在管理されているということです。地元委員といたしましても別に問題ないのではないかなと思っております。

どうぞ御審議よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番も承認いたします。

続きまして、議案第35号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案書の3ページ、資料の17ページからになります。

議案第35号につきましては、農地法第5条の規定による許可申請が8件出されております。転用目的は駐車場、自己用住宅がそれぞれ1件ずつ、太陽光発電設備が6件です。

受付番号1は駐車場です。農地区分は集団農地面積127haの農地で施行令第12条第1号に該当する第1種農地です。許可該当法令は施行規則第33条第4号の集落接続です。農用地区域除外手続中です。

受付番号2は自己用住宅です。農地区分は集団農地面積18haの農地で施行令第12条第1号に該当する第1種農地です。許可該当法令は施行規則第33条第4号の集落接続です。開発許可申請準備中です。

受付番号3は太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積0.2haの農地でいずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号4、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積0.2haの農地でいずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号5、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積0.2haの農地でいずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号6、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積3.3haの農地でいずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号7、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積3.7haの農地でいずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号 8、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積 3.7 ha の農地でいずれの法令にも該当しない農地のため、第 2 種農地と判断します。

以上です。御審議のほどをよろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、1 番、地元委員さんの説明をお願いします。

○17 番 17 番和西です。

13 日に小委員長と事務局とで確認しております。これはここの田になっております、これがもう既に駐車場になっております。ここ 4、5 年前に圃場整備したときにここは農用地になっていたんですが、その当時は農用地は本人が——が——けど、そのままでその当時からも駐車場として使用されておりました。恐らく——。今、既に——と——、工事をやりまして、駐車場にしておられます、既に——。よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで承認されました。

続きまして、2 番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2 番 2 番の池田でございます。

議案第 35 号の 2 番の調査報告をいたします。自己用住宅の権利申請です。7 月 12 日、4 名で現地確認いたしました。23 ページをごらんください。——で新幹線の陸橋から 300 m ぐらい北に行ったところで、この道は——に通じる道でございます。7 月 17 日に夕方、——宅を訪ねまして、御主人はトラクターで仕事をしていらっしゃいました。そこで奥様にお話を聞きました。三男の御夫婦が現在、——に住んでおられますけど、実家の近くに家建て、将来親の面倒を見たり、休みの日には農作業を手伝ったりしたいとのこと。——は昔から野菜なんかも販売されているなど、私たちもお母様とのおつき合いがありまして、随分立派なお野菜を出荷もされておりました。現在もビニールハウスとかたくさん建てておられまして、野菜とか、野菜もいろいろですけど、メロンなども栽培しておられました。私から見まして、本当に農業を楽しみながらやっていたらという感じでございました。建てられる場所も排水処理とかも合併槽を使用し、それから農業用排水路に流されるわけなんですけど、水利組合長さんにもきちんと届けられて許可を得ていらっしゃるということです。地元委員といたしましても問題ないのではないかなと、——も家族総出で農作業されるということだととてもいいことじゃないかなというふうに思っております。

どうぞ御審議よろしくお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 議案第35号の3番の説明をいたします。太陽光発電設備の転用申請でございます。7月12日、4名で現地確認をいたしました。場所は29ページをご覧ください。——から500mぐらい東のほうに寄ったところの山陽自動車道のすぐ南側、側道のそばでございます。929平米の土地で——が相続で受け継がれて管理は地元の方をお願いしていらっしゃったようですが、きちんと管理されておりました。ところが、やはり管理費がかなり大変なようで、太陽光にという話が持ちかかったとのことで、このたび売られるということになったそうです。会社の規模等は計画書にございますので、ご覧になってください。ただ現地を実際に見ますと、住宅に囲まれておりまして、私も社長さんと電話でお話ししたんですけど、近隣の住宅にきちんと説明して了解を得られますようお願いしてくださいねって、本人は——のほうにいらっしゃいますので、司法書士さんに重々伝えておくとのことでございました。排水に関しましても、隣に深い水路がございまして、かなり広い川がありました。そこを利用されるということです。

以上でございます。御審議どうぞよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番を承認いたします。

続きまして、4番と5番、一括上程させていただきます。地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 続いて報告します。

議案第35号の4番と5番、一緒にさせていただきます。太陽光発電設備の転用申請でございます。これも現地確認は7月の12日に4名で行いました。その後、7月の18日に——株式会社
の社長さんに事情をお聞きしました。場所は35ページをご覧ください。既にもうたくさんの太陽光が並んでいる地域でございます。——は80歳を超えていらっしゃって、10年くらい前から耕作は難しくなってきておりましたけれども、わずかに私たちも見せていただいたんですけど、畑作をしていらっしゃいます。隣地が——株式会社の太陽光設備なので、——のほうから買ってほしいとの話があつて購入することとなったとおっしゃいました。

35号の5のほうですけど、41ページでございます、——ですけど、この方は——市にお住

まいで、相続で引き継がれたのですけれども、介護用品等取り扱いの自営業をされておりまして、なかなか管理が難しいということで、これまでも私も農地パトロールで本当に気になっていたんですけど、日増しにツタとかアワダチソウとかいろんな草が伸びてきてまして、どうしたものかと思ってた矢先でございます。やはり—————株式会社が太陽光設備をしているのに隣接していますので、声かけされたようです。そこで現地を確認しておりますと、北側が白地になっておりますけど、そこは半分は妹さんの土地だそうです。それで、妹さんの土地は入り口がないので、社長にどこから入るのですかと聞きましたら、交渉が今からというところだそうです。クズの葉も随分伸びてきておりまして、現在の太陽光の設備のところにもかかってきておりますので、自分のところとしても本当に雑草の種が飛んできて迷惑するのでおっしゃっておりまして、双方の話し合いがまとまったということです。妹さんのほうは、今言いましたように、今からとのこと。

以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○12番 今から妹さんと交渉されるんだろうか。それとも進入路をどうするかという交渉に入られるんでしょうか。

○2番 太陽光の方向で交渉するということだそうです。本当に進入路がありませんで、私たちもびっくりしたんですけど。

○12番 じゃあ、もしその交渉が決裂した場合、この農地、進入できる方向がなくなるんですけど、その辺は、その可能性も考えておかなければいけないんじゃないかなと思うんですけど。

○2番 ほとんどもう、言えないけど、ほとんどという感じで話されましたから。（発言する者あり）

○藤井会長 どうぞ。

○12番 出し直してもらおうとか、そういう交渉をまとめてから出してもらおうとか、それとか土地の入りの計画も一緒に出してもらおうとかしないといけないんじゃないかなと思います。（発言する者あり）

○藤井会長 さまざまな御意見として皆さんいかがですかね。

○4番 4番田中です。

私も今の意見、賛成です。やっぱり同時がいいんじゃないですか。（発言する者あり）じゃないと……。

○2番 何となく急いだ件だったから、いやまだまだかかりますよって言ったんですよ。これですぐできるわけじゃないですよって言ったんだけどね。

○藤井会長 今、同時に審議という御意見がありましたけども、この件に関して何か御意見がある方ございませんか。ないようでしたら、これ、同時に出していただけるようお願いしてから再申請という形でよろしいですか。

○2番 状況聞いてください。

○藤井会長 では委員会としてはそういう方向で動きたいと思いますが、皆さんいかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○12番 進入路を作るというのが、同時は難しいのかね。

○藤井会長 まあ比較的同じ業者さんにやってもらう可能性があるのなら、それもはっきりしていませんからね。じゃ今の御意見どおり、この件は同時後の許可、はっきりしてから再申請という形でさせていただきます。

○事務局 それは一旦取り下げさせろってことですか。それとも……。

○藤井会長 はい。

○事務局 はい、わかりました。

○藤井会長 じゃそういうことにしますので、よろしくお願いします。

○2番 片方はいいんですね。

○藤井会長 そうだった。分けてやらないといけなかったね。じゃ、4番のほうを賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。5番は一旦取り下げるとい形にさせていただきます。

続きまして、6、7、8についてですけれども、これは先月の月例総会で一旦承認された案件です。経緯とかの説明をお願いします。

○事務局 6から8番についてなんですけど、送付した議案の中にも1枚紙で簡単に説明をさせていただいたんですが、先月審査していただいたときと、譲り受け人とか譲渡人とか転用目的、転用内容等は全く変更がございません。なぜ2回目が出てきたかという、先月申請をされた際にも登記簿上はまだ—————の亡くなられたお父さんの名義の土地ということになっていて、それを財産分割を御家族でされたときに当該地を—————のものになるというような書類を添付してもらって、じゃ—————が譲渡するという権利があるということを確認をとって、譲渡人に—————が入っていたんです。その後、先月、申請の後にその財産分割の中にいらっしゃったもう一人の御家族の方がお亡くなりになられて、財産分割をやり直すという話になりまして、それに伴って、当初出ていたそれがあやふやな感じになってしまったので、一旦取り下げてもらって、再度財産を残りの家族で分け直したものを添付してもらって、今月、再申請してもらいました。なので、全くこの、ここに出てきている議案上は全く同じものなんですけど、財産分割に関するところがやり直しになったために再度申請をしていただいたというものですので、説明等は先月、古谷委員と兼石委員からいただいたものと全く変わりませんので、済みません、議決だけしていただけたらと思います。

○藤井会長 そういったことですので、改めて採決だけさせていただきたいと思います。承認いただける方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6、7、8、承認いたします。

続きまして、議案第36号、事務局の説明、お願いします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。議案書5ページに内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第36号につきまして、農地転用事業計画変更承認申請が1件提出されております。平成26年7月8日付で建て売り住宅での転用許可を受けたもので、工事期間が延長になったため、期間延長の申請をするものです。転用目的についての変更はありません。

御審議のほどよろしくをお願いします。

○藤井会長 地元委員さん、説明があればお願いします。

○7番 7番の吉本ですが、現地は確認したんですが、これ、私の前の委員の方が提出された案件だと思います。確かに現地のほうは、ここに書いてあるように、5棟がまだ残っているということで、随時埋めてはおりますけど、そういう状態です。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

○4番 4番田中です。

これ、続きの許可したいね、同じところを。

○事務局 そうです。

○4番 こういう矛盾が出てくるのね。前からね。

○事務局 隣接を申請された際に当該地が終わってない状況だったので期間延長を出させました。

○4番 こういう矛盾が出てくるから、先、いろいろ考えられたら。

○事務局 本来は申請前に相談があれば、そうなんだと思うんですけど。

○4番 次回、いろいろ検討してみていただきたいと思います。

○事務局 申請を妨げるというほどまではできないかなと思いますので。

○4番 こういうことが重なって、ますます増えてくると思いますので。それだけです、はい。（発言する者あり）

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第36号の計画承認いたします。

続きまして、議案第37号、38号、一括上程させていただきますが、私、当事者ですので、田中委員さん、ちょっと。はい。

では、私関係の案件が含まれておりますけれども、議案第37号、38号を一括上程させていただきます。事務局の説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

議案第37号、農業経営基盤強化促進法第18号第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について御説明させていただきます。

議案書6ページに内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第37号につきましては、平成29年7月26日公告予定の利用権設定の申請が3件提出されております。農地の集積面積は8,045.96m²でございます。内容としまして、3件中、使用貸借の設定が3件、新規2件、再設定1件となっております。それぞれの計画の内容は、議案に記載しあるとおりでございます。全ての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第38号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の協議について御説明させていただきます。

議案書7ページに内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第38号につきましては、県で公告予定の利用権設定が3件です。内容としまして、議案第37号の番号1、2、3について、公社から貸し付けを行うものです。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第37号と議案第38号、承認される方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第37号、38号、承認いたします。

次に、報告事項第49号から54号までございます。目を通していただいて御意見のある方はお願いします。

○4番 ちょっと事務局に。報告事項の中の50号の13番、これ宅地分譲になっているんだけど、この譲り受け人さんは不動産屋さん、業者さん。

○事務局 済みません、そこまでは調査する項目がないのでわかりません。

○4番 受理したときに。

○事務局 項目がないのでわかりません。

○4番 受理するときにわかってないの。

○事務局 届け出書には職業を記載する欄がないのでわかりません。申請書にはあるんですけど、届け出書にはない。

○4番 個人が分譲はできないわけよ、法律で。

○事務局 そうなんですね。

○4番 うん。これ、もし個人で免許を持ってないのであれば、逮捕されるから。

○事務局 済みません、不勉強で。

○4番 だから、それ調べてもらえる。

○事務局 はい、わかりました。

○4番 免許もらってなければ、一切分譲できないから。業になるから。気になったもので、よろしく。

○事務局 はい、わかりました。

○12番 9ページの50号の1番と2番、防府市が関係しているところですけど、これ、届け、今回出てくる前にもう掘られて重機も入って、開始してあったんですけど……。

○事務局 実は、届け出については、去年の12月ごろにもらっていたんですけど、開発のほうの許可案件なんですけど、市のことなので、協議で済ませるみたいなんです。その協議が済んだら、建築課から農業委員会に連絡してくれというふうに言っていたんですけど、内部の連絡ミスで漏れておりまして、日付をさかのぼってその協議を完了した日付で受理書を出しますので、私も現場をそういう状況だっというのを聞いて、ちょっと慌てたところです。済みません。

○藤井会長 ほかがございませんか。

○14番 市有3世代住宅というのは、どんな住宅なんですか。

○事務局 図面の添付が必須じゃないのでわからないんですけど、市営住宅として作るというふうに聞いてます。

○12番 富海に、今、小学校の教育、英語とか盛んにやって、教育の進んだ小学校にしましょうということをやっているんですけど、その一環として市が戸建ての3世代で住める市営住宅を計6棟、2億円かけて作ろうとしているので、今回、市議会の議案に上がってきたものはその内の2棟が議案として上がってきて、僕は反対したんですけど、通ったんですけど、はい。まあそういう計画で、徐々に建てているものです。

○14番 実際そういう3世代で入りたいというのは……。

○12番 そんな要望とか全然ないのに、先走ってやっているんじゃないですか。それで僕は一人だけ反対したんですけど、納得いかず。

○14番 必要に迫られてじゃ。

○12番 じゃないですね。そういう要望とかも全くないという回答です。

○藤井会長 行重さん、そういう回答でよろしいですか。

○22番 これは、富海の、市有財産として住宅を、三世代用の住宅をここに建てて、地区の活性化を図るということなので、この条件でじいちゃん、夫婦と小学校中学校の子供がいる——を——、今、議会にいろいろと提出議案が出されましたけれども、最終的に6戸の予定なんです、2戸建ててみて、果たしてこの効果が出るかどうかということも不安に感じているがというところでありました。そういう形でそのような——の申請——継続運用として果たして住宅がどの程度地区のためになるかということはゆっくりと見きわめさせていただきたいと思うんです。そんな気持ちがします。以上です。

○藤井会長 ありがとうございます。ほかに何かございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、当初申しましたように、4時前ですので、これで議案審議を終えたいと思います。

午後3時50分閉会

午後3時53分開会

○事務局 ただいまから解散総会を開催いたします。

初めに、藤井会長が御挨拶を申し上げます。

○藤井会長

(挨拶)

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、村田副市長から御挨拶をいただきます。

○村田副市長

(挨拶)

○事務局 ありがとうございます。

ここで、今回をもって退任される委員の皆様を御紹介いたします。

(紹介)

○事務局 それでは、ここで退任される委員を代表いたしまして、和西委員に御挨拶をお願いいたします。

○17番

(挨拶)

○事務局 これで、解散総会を閉じさせていただきます。皆様、お気をつけてお帰りください。

ありがとうございました。

午後4時02分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年 7月19日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員